

# 区民委員会報告資料

令和元年8月20日

報告事項件名	頁
(1) 千住区民事務所の窓口スペース拡大後の状況について	1
(2) 足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例施行規則の一部改正について	3
(3) 足立区生涯学習センター条例施行規則の一部改正について	9
(4) 足立区地域学習センター条例施行規則の一部改正について	11
(5) 足立区地域体育館条例施行規則の一部改正について	13
(6) 足立区立図書館館則の一部改正について	15
(7) 「孤立ゼロプロジェクト」高齢者実態調査委託料の改定について	17

(地域のちから推進部)

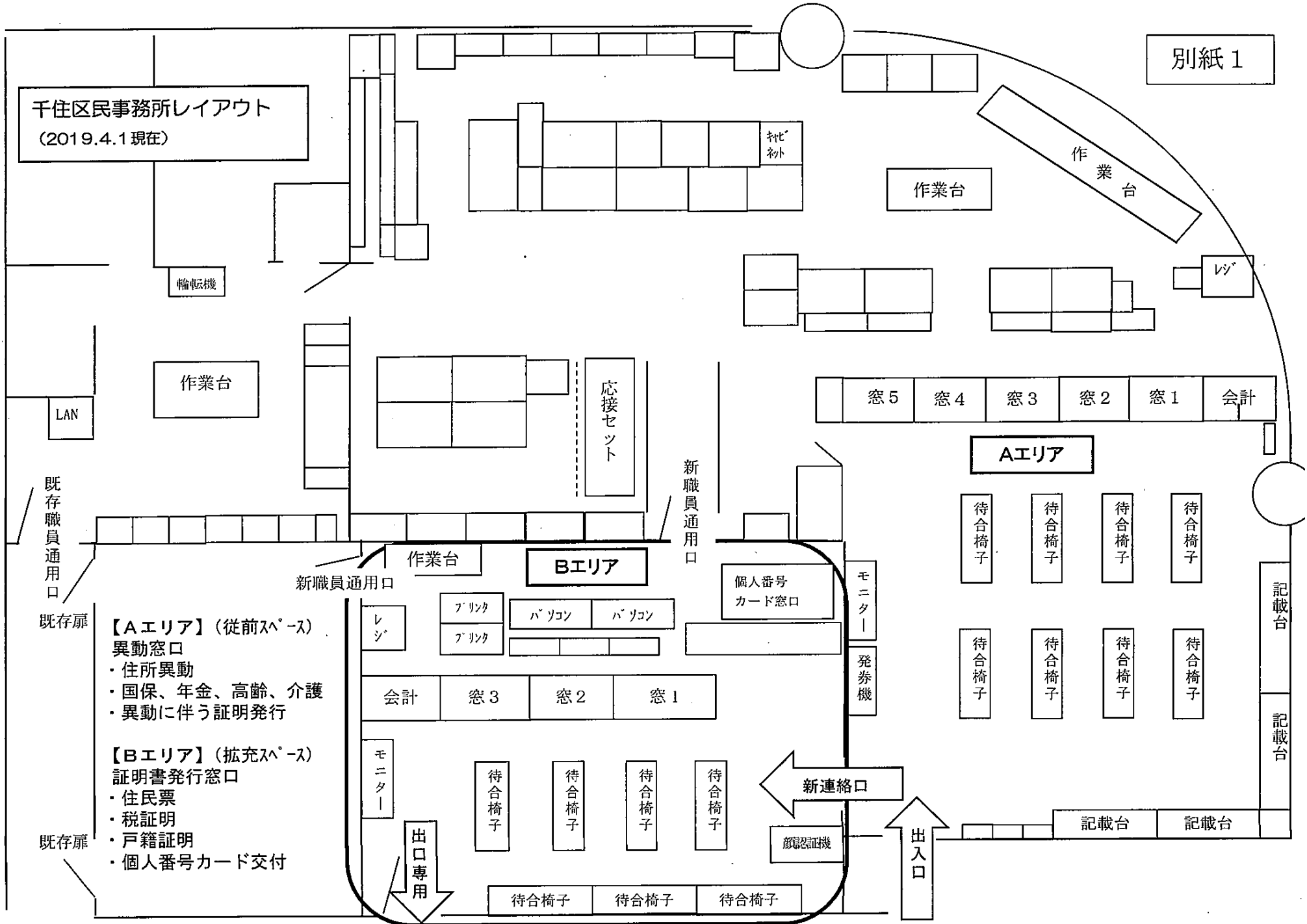
区民委員会報告資料

令和元年8月20日

件名	千住区民事務所の窓口スペース拡大後の状況について
所管部課名	地域のちから推進部 地域調整課
内容	<p>平成31年4月から、千住区民事務所の窓口スペースを拡大し、下記のとおり混雑緩和を図った。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 窓口スペース拡大に伴う工事内容</p> <p>(1) 接続する部屋の行き来を可能とするため3ヶ所に扉を設置</p> <p>(2) 発券機・業務毎の呼び出し番号表示の大型ディスプレイの設置</p> <p>(3) 拡大スペースに業務端末の配線工事を実施</p> <p>(4) 従前の執務室に作業台を増設</p> <p>2 窓口スペース拡大に伴う変更点</p> <p>(1) 証明業務と異動業務（転入・転居等）の窓口分離 千住区民事務所の窓口スペースの拡大（別紙1参照）</p> <p>(2) 受付窓口数・会計窓口数・客待ちスペースの増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証明事務専門窓口を拡大スペースに3窓口・1会計窓口増設</li> <li>・ 拡大スペースに客待ち椅子を増設（21席）</li> </ul> <p>(3) 待ち状況がわかる大型ディスプレイの設置</p> <p>(4) (3)の設置による客待ち椅子の向きの変更</p> <p>(5) 個人番号交付事務の移管に伴う職員数の増加</p> <p>3 改善点</p> <p>(1) 証明業務の待ち時間の短縮</p> <p style="padding-left: 2em;">【以前】30～45分程度 → 【現在】15～20分程度</p> <p>(2) 大型ディスプレイに呼び出し番号等を表示し、待ち状況の把握が可能となったため、利用者から待ち時間等に関するお問合せが減少した。</p> <p>(3) 夜間受付終了時（19時）に入口施錠が可能となったため、最終利用者が明確になり、夜間受付に関するトラブルがなくなった。</p> <p>(4) 客待ちスペースの拡大により、事務所外への椅子の設置はなくなった。</p> <p>(5) 長時間の待ち状況等に対する区民の声</p> <p style="padding-left: 2em;">令和元年度7月末現在・・・0件（平成30年度・・・2件）</p>
問題点 今後の方針	引き続き、職員のスキルアップに努め、事務改善を図り、混雑の解消に向けて取り組んでいく。

千住区民事務所レイアウト  
(2019.4.1現在)

2



【Aエリア】(従前スペース)  
異動窓口  
・住所異動  
・国保、年金、高齢、介護  
・異動に伴う証明発行

【Bエリア】(拡充スペース)  
証明書発行窓口  
・住民票  
・税証明  
・戸籍証明  
・個人番号カード交付

既存扉

既存扉

出口専用

新連絡口

出入口

記載台

記載台

作業台

作業台

作業台

応接セット

Aエリア

Bエリア

待合椅子

待合椅子

待合椅子

待合椅子

待合椅子

待合椅子

待合椅子

待合椅子

作業台

レジ

プリンタ

パソコン

パソコン

会計

窓3

窓2

窓1

モニター

待合椅子

待合椅子

待合椅子

待合椅子

待合椅子

待合椅子

待合椅子

モニター

発券機

個人番号  
カード窓口

顔認識機

VJ

新職員通用口

既存職員通用口

LAN

輸転機



区民委員会報告資料

令和元年8月20日

件名	足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例施行規則の一部改正について
所管部課名	地域のちから推進部 地域調整課
内容	<p>足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例施行規則の一部を下記のとおり改正した。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正理由 足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例の一部改正（「落書き行為」の条項追加等）に伴い、施行規則の条項の番号が1つずつ繰り下がったため。</p> <p>2 改正内容 別紙2 新旧対照表のとおり</p> <p>3 施行年月日 令和元年7月4日</p>
問題点 今後の方針	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、協働・協創によって、さらなるまちの美化推進に努める。

足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例施行規則 平成10年2月27日規則第5号</p>	<p>○足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例施行規則 平成10年2月27日規則第5号</p>
<p>改正</p> <p>平成15年3月31日規則第35号 平成18年6月30日規則第50号 平成22年4月1日規則第38号 平成28年3月30日規則第46号</p> <p>足立区まちをきれいにする条例施行規則を公布する。 足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例施行規則 (目的)</p>	<p>改正</p> <p>平成15年3月31日規則第35号 平成18年6月30日規則第50号 平成22年4月1日規則第38号 平成28年3月30日規則第46号</p> <p>足立区まちをきれいにする条例施行規則を公布する。 足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例施行規則 (目的)</p>
<p>第1条 (省略) (禁煙特定区域の指定及び告示)</p>	<p>第1条 (現行のとおり) (禁煙特定区域の指定及び告示)</p>
<p>第2条 条例第10条第1項の規定により、区長が禁煙特定区域(以下「特定区域」という。)として指定することができる区域は、道路その他の不特定多数の者が利用する場所とする。</p>	<p>第2条 条例第11条第1項の規定により、区長が禁煙特定区域(以下「特定区域」という。)として指定することができる区域は、道路その他の不特定多数の者が利用する場所とする。</p>
<p>2 条例第10条第3項及び第4項の規定により告示する事項については、次のとおりとする。 (1)～(2) (省略)</p>	<p>2 条例第11条第3項及び第4項の規定により告示する事項については、次のとおりとする。 (1)～(2) (現行のとおり)</p>
<p>(美化推進地域)</p>	<p>(美化推進地域)</p>
<p>第3条 条例第11条に規定する区長が指定できる美化推進地域(以下「推進地域」という。)は、次の地域とする。 (1)～(2) (省略)</p>	<p>第3条 条例第12条に規定する区長が指定できる美化推進地域(以下「推進地域」という。)は、次の地域とする。 (1)～(2) (現行のとおり)</p>

4

改正前	改正後
<p>2～4 (省略)</p> <p>(重点実施期間の指定)</p> <p>第4条 条例第13条に規定する区長が指定できる重点実施期間は、11月1日から同月30日までとする。ただし、区長は、必要があると認めたときは、これを変更して指定することができる。</p> <p>(過料)</p> <p>第5条 条例第14条第2項の規定により過料の処分をしようとするときは、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知・弁明書(第1号様式)によって告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 条例第14条第2項の規定により処する過料の額は、1,000円とする。</p> <p>4～5 (省略)</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 (省略)</p>	<p>2～4 (現行のとおり)</p> <p>(重点実施期間の指定)</p> <p>第4条 条例第14条に規定する区長が指定できる重点実施期間は、11月1日から同月30日までとする。ただし、区長は、必要があると認めたときは、これを変更して指定することができる。</p> <p>(過料)</p> <p>第5条 条例第15条第2項の規定により過料の処分をしようとするときは、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知・弁明書(第1号様式)によって告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 条例第15条第2項の規定により処する過料の額は、1,000円とする。</p> <p>4～5 (現行のとおり)</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 (現行のとおり)</p> <p>付 則 (令和元年7月4日規則第8号) <u>この規則は、令和元年7月4日から施行する。</u></p>

改正前

第1号様式(第5条関係)

告知・弁明書

氏名	生年月日 (年齢)	年 月 日 (年齢)
住所	連絡先 (自宅・勤務先)	

あなたは、「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」(以下「条例」という。)第10条第1項で規定された禁煙特定区域内で喫煙をしました。この行為は、条例第10条第2項の規定に違反し、条例第14条第2項の規定により、過料処分の対象になります。

違反の日時 及び場所	年 月 日 午前・午後 時 分頃 足立区 町 丁目 番・番地 号
違反の内容	禁煙特定区域内での喫煙

上記について告知します。

年 月 日 足立区長

処分者 足立区路上喫煙防止指導員

弁	上記告知について	
	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。弁明することはありません。 <input type="checkbox"/> 下記のとおり弁明します。 上記事実については <input type="checkbox"/> 覚えがありません。 <input type="checkbox"/> 誤りがあります。	
明		
	署名	年 月 日

『足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例』(抜粋)  
 第10条 区長は、たばこの吸い殻の散乱及び喫煙による火傷その他の被害を防止するため、特に必要があると認める区域を禁煙特定区域(以下「特定区域」という。)として指定することができる。  
 2 区民等は、特定区域内において、喫煙をしてはならない。ただし、区長が指定した場所においては、この限りでない。  
 第14条 (略)  
 2 第10条第2項の規定に違反して、特定区域内において喫煙をした者(区長が指定した場所において喫煙した者は除く。)は、2万円以下の過料に処する。

改正後

第1号様式(第5条関係)

告知・弁明書

氏名	生年月日 (年齢)	年 月 日 (年齢)
住所	連絡先 (自宅・勤務先)	

あなたは、「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」(以下「条例」という。)第11条第1項で規定された禁煙特定区域内で喫煙をしました。この行為は、条例第11条第2項の規定に違反し、条例第15条第2項の規定により、過料処分の対象になります。

違反の日時 及び場所	年 月 日 午前・午後 時 分頃 足立区 町 丁目 番・番地 号
違反の内容	禁煙特定区域内での喫煙

上記について告知します。

年 月 日 足立区長

処分者 足立区路上喫煙防止指導員

弁	上記告知について	
	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。弁明することはありません。 <input type="checkbox"/> 下記のとおり弁明します。 上記事実については <input type="checkbox"/> 覚えがありません。 <input type="checkbox"/> 誤りがあります。	
明		
	署名	年 月 日

『足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例』(抜粋)  
 第11条 区長は、たばこの吸い殻の散乱及び喫煙による火傷その他の被害を防止するため、特に必要があると認める区域を禁煙特定区域(以下「特定区域」という。)として指定することができる。  
 2 区民等は、特定区域内において、喫煙をしてはならない。ただし、区長が指定した場所においては、この限りでない。  
 第15条 (略)  
 2 第11条第2項の規定に違反して、特定区域内において喫煙をした者(区長が指定した場所において喫煙した者は除く。)は、2万円以下の過料に処する。

改正前

第2号様式 (第5条関係)

### 過料処分通知書

被処分者氏名	様
被処分者住所	

上記の者に対し、足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例第14条第2項の規定により金1,000円の過料に処する。

違反の日時及び場所	年 月 日 午前・午後 時 分頃 足立区 町 丁目 番・番地 号
違反の内容	禁煙特定区域内での喫煙

上記のとおり通知する。納入にあたっては、現金又は別に交付する納入通知書により、納入しなければならない。

年 月 日 足立区長

処分者 足立区路上喫煙防止指導員

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に足立区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

改正後

第2号様式 (第5条関係)

### 過料処分通知書

被処分者氏名	様
被処分者住所	

上記の者に対し、足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例第15条第2項の規定により金1,000円の過料に処する。

違反の日時及び場所	年 月 日 午前・午後 時 分頃 足立区 町 丁目 番・番地 号
違反の内容	禁煙特定区域内での喫煙

上記のとおり通知する。納入にあたっては、現金又は別に交付する納入通知書により、納入しなければならない。

年 月 日 足立区長

処分者 足立区路上喫煙防止指導員

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に足立区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。





区民委員会報告資料

令和元年8月20日

件名	足立区生涯学習センター条例施行規則の一部改正について
所管部課名	地域のちから推進部 地域文化課
内容	<p>足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を下記のとおり改正した。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正理由          現在策定中である「文化・読書・スポーツ分野計画」の内容を指定管理者公募の募集要項等に盛り込む必要があるため、足立区地域学習センター指定管理者の公募を1年延期し、現指定管理者の指定期間延長について、足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正した。          ・これに伴い、同一の基準で運用を行っている足立区生涯学習センターについても、同内容の規定を整備した。</p> <p>2 改正内容          別紙3新旧対照表のとおり</p> <p>3 施行年月日          令和元年8月1日</p>
問題点 今後の方針	区民や利用者に対し、区ホームページで周知を行う。

## 足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区生涯学習センター条例施行規則 平成12年3月31日教育委員会規則第12号</p> <p>第1条～第17条 (省略)</p> <p><u>(委任)</u> 第18条 この規則について必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>別表第1 (第8条関係)～別表第4 (第9条関係) (省略) 様式第1号 (第2条関係)～様式第15号 (第15条関係) (省略)</p>	<p>○足立区生涯学習センター条例施行規則 平成12年3月31日教育委員会規則第12号</p> <p>第1条～第17条 (現行のとおり)</p> <p><u>(指定管理の指定期間の特例)</u> 第18条 教育委員会は、条例第17条第2項の規定により特別な事情があると認め、指定管理者を公募しないとした場合であつて、かつ、足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会が条例第18条第2項により、現に指定されている指定管理者の指定期間を延長することが学習センターの目的を最も効果的に実現できると認めた場合は、指定管理の指定期間を延長できるものとする。</p> <p><u>(委任)</u> 第19条 この規則について必要な事項は、教育長が定める。</p> <p><u>付 則 (令和元年7月4日教委規則第10号)</u> この規則は、令和元年8月1日から施行する。</p> <p>別表第1 (第8条関係)～別表第4 (第9条関係) (現行のとおり) 様式第1号 (第2条関係)～様式第15号 (第15条関係) (現行のとおり)</p>

区民委員会報告資料

令和元年8月20日

件名	足立区地域学習センター条例施行規則の一部改正について
所管部課名	地域のちから推進部 地域文化課
内容	<p>足立区地域学習センター条例施行規則の一部を下記のとおり改正した。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正理由          現在策定中である「文化・読書・スポーツ分野計画」の内容を指定管理者公募の募集要項等に盛り込む必要があるため、元年度の公募を1年延期した。          これに伴い、現指定管理者の指定期間延長について、規定の整備を行った。</p> <p>2 改正内容          別紙4新旧対照表のとおり</p> <p>3 施行年月日          令和元年8月1日</p>
問題点 今後の方針	区民や利用者に対し、区ホームページで周知を行う。

## 足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区地域学習センター条例施行規則 平成13年3月30日教育委員会規則第17号</p> <p>第1条～第17条 (省略)</p> <p><u>(委任)</u> 第18条 この規則について必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>別表第1 (第5条関係)～別表第3 (第6条関係) (省略) 様式第1号 (第2条関係)～様式第15号 (第13条関係) (省略)</p>	<p>○足立区地域学習センター条例施行規則 平成13年3月30日教育委員会規則第17号</p> <p>第1条～第17条 (現行のとおり)</p> <p><u>(指定管理の指定期間の特例)</u> 第18条 教育委員会は、条例第17条第2項の規定により特別な事情があると認め、指定管理者を公募しないとした場合であつて、かつ、足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会が条例第18条第2項により、現に指定されている指定管理者の指定期間を延長することが地域学習センターの目的を最も効果的に実現できると認めた場合は、指定管理の指定期間を延長できるものとする。</p> <p><u>(委任)</u> 第19条 この規則について必要な事項は、教育長が定める。</p> <p><u>付 則 (令和元年7月4日教委規則第11号)</u> この規則は、令和元年8月1日から施行する。</p> <p>別表第1 (第5条関係)～別表第3 (第6条関係) (現行のとおり) 様式第1号 (第2条関係)～様式第15号 (第13条関係) (現行のとおり)</p>

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和元年8月20日

件 名	足立区地域体育館条例施行規則の一部改正について
所管部課名	地域のちから推進部 スポーツ振興課
内 容	<p>足立区地域体育館条例施行規則の一部を下記のとおり改正した。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正理由                  現在策定中である「文化・読書・スポーツ分野計画」の内容を指定管理者公募の募集要項等に盛り込む必要があるため、元年度の公募を1年延期した。                  これに伴い、現指定管理者の指定期間延長について、規定の整備を行った。</p> <p>2 改正内容                  別紙5新旧対照表のとおり</p> <p>3 施行年月日                  令和元年8月1日</p>
問 題 点 今後の方針	区民や利用者に対し、区ホームページで周知を行う。

## 足立区地域体育館条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区地域体育館条例施行規則 平成23年4月1日足立区規則第34号</p> <p>第1条～第19条 (省略)</p> <p><u>(委任)</u> 第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。</p> <p>別表 (第12条関係) (省略)</p>	<p>○足立区地域体育館条例施行規則 平成23年4月1日足立区規則第34号</p> <p>第1条～第19条 (現行のとおり)</p> <p><u>(指定管理の指定期間の特例)</u> 第20条 区長は、条例第16条第2項の規定により特別な事情があると認め、<u>指定管理者を公募しないとした場合であって、かつ、足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会が条例第17条第2項により、現に指定されている指定管理者の指定期間を延長することが地域体育館の目的を最も効果的に実現できると認めた場合は、指定管理の指定期間を延長できるものとする。</u></p> <p><u>(委任)</u> 第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。</p> <p>付 則 <u>(施行期日)</u> 1 この規則は、令和元年8月1日から施行する。</p> <p>別表 (第12条関係) (現行のとおり)</p>

区民委員会報告資料

令和元年8月20日

件名	足立区立図書館館則の一部改正について
所管部課名	地域のちから推進部 中央図書館
内容	<p>足立区立図書館館則の一部を下記のとおり改正した。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正理由                  現在策定中である「文化・読書・スポーツ分野計画」の内容を指定管理者公募の募集要項等に盛り込む必要があるため、元年度の公募を1年延期した。                  これに伴い、現指定管理者の指定期間延長について、規定の整備を行った。</p> <p>2 改正内容                  別紙6 新旧対照表のとおり</p> <p>3 施行年月日                  令和元年8月1日</p>
問題点 今後の方針	区民や利用者に対し、区ホームページで周知を行う。



## 足立区立図書館館則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区立図書館館則 昭和62年9月9日教育委員会規則第5号</p> <p>第1条～第26条 (省略)</p> <p><u>(委任)</u> 第27条 この規則の施行について必要な事項は、教育委員会教育長が定める。</p> <p>別表第1 (第10条関係)～別表第4 (第16条関係) (省略) 様式第1号 (削除)～様式第9号 (第23条関係) (省略)</p>	<p>○足立区立図書館館則 昭和62年9月9日教育委員会規則第5号</p> <p>第1条～第26条 (現行のとおり)</p> <p><u>(指定管理の指定期間の特例)</u> 第27条 教育委員会は、条例第5条第2項の規定により特別な事情があると認め、指定管理者を公募しないとした場合であつて、かつ、足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会が条例第6条第2項により、現に指定されている指定管理者の指定期間を延長することが図書館の目的を最も効果的に実現できると認めた場合は、指定管理の指定期間を延長できるものとする。</p> <p><u>(委任)</u> 第28条 この規則の施行について必要な事項は、教育委員会教育長が定める。</p> <p><u>付 則 (令和元年7月4日教委規則第12号)</u> この規則は、令和元年8月1日から施行する。</p> <p>別表第1 (第10条関係)～別表第4 (第16条関係) (現行のとおり) 様式第1号 (削除)～様式第9号 (第23条関係) (現行のとおり)</p>

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和元年8月20日

件 名	「孤立ゼロプロジェクト」高齢者実態調査委託料の改定について
所管部課名	絆づくり担当部 絆づくり担当課
内 容	<p>孤立ゼロプロジェクトの高齢者実態調査については、介護保険サービスを利用していない70歳以上の単身世帯及び75歳以上の方のみの世帯について、町会・自治会に自宅訪問による実態調査を委託している。実態調査の委託料については、平成25年の事業開始当初から変更していない。</p> <p>令和元年10月からの消費税増税（8%→10%）に伴い、単価改定について検討してきた結果、下記のとおり変更する。なお、消費税は内税とする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 実態調査委託単価</p> <p>【現状】 1世帯あたり＝300円（内税、1円未満切捨て）          （278円×1.08≒300円）</p> <p>【改定】 1世帯あたり＝310円（内税、1円未満切捨て）          （282円×1.1≒310円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税抜き単価 278円 ⇒ 282円（4円増）</li> <li>・ 消費税 22円 ⇒ 28円（6円増）</li> </ul> <p style="text-align: right;">※合わせて10円の単価増となる。</p> <p>2 改定の取り扱い          令和元年10月1日以降の委託分に適用          （ただし、9月30日以前の委託分で10月1日以降実施分も含む）</p>
問 題 点 今後の方針	